

産業建設委員協議会記録

開会年月日	平成29年6月12日
開会時刻	午前10時35分
閉会時刻	午後0時05分
出席委員名	◎上田 修一 ○岡田 善行 世古 明 山根 隆司
	小山 敏 杉村 定男 山本 正一 佐之井久紀
	宿 典泰
	浜口 和久 議長
欠席委員名	なし
署名者	—
担当書記	森田 晃司
協議案件	伊勢市立地適正化計画について
	伊勢市景観計画の変更について
	空家等の対策について
	伊勢市施設類型別計画策定に向けたその後の経過について
	行財政改革指針取組項目の平成28年度実施結果について
	プレミアム付き地域商品券発行支援事業について《報告案件》
説明者	産業観光部長、産業観光部理事、商工労政課長
	都市整備部長、都市整備部次長、都市整備部参事、都市計画課長
	建築住宅課副参事、情報戦略局長、情報戦略局参事
	その他関係参与

協議経過並びに概要

上田委員長開会宣言及び会議成立宣言後、直ちに会議に入り、「伊勢市立地適正化計画について」、「伊勢市景観計画の変更について」、「空家等の対策について」、「伊勢市施設類型別計画策定に向けたその後の経過について」及び「行財政改革指針取組項目の平成28年度実施結果について」を協議し、続いて報告案件の「プレミアム付き地域商品券発行支援事業について」の報告を受け、協議会を閉会した。

なお、概要は次のとおりです。

開会 午前10時35分

◎上田修一委員長

ただいまから産業建設委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

本日御協議願います案件は、お手元に配付の案件の一覧のとおりでございます。

議事の進め方につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎上田修一委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らわせていただきます。

それでは、初めに「伊勢市立地適正化計画について」を御協議願います。

当局から説明願います。

都市計画部長。

●堀都市整備部長

本日は、大変御多用のところ、産業建設委員会に引き続き産業建設委員協議会を開催いただき、まことにありがとうございます。

本日御協議いただきます案件は、「伊勢市立地適正化計画について」外4件の協議案件と、「プレミアム付き地域商品券発行支援事業について」の報告案件1件でございます。

詳細につきましては各担当部署から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

【伊勢市立地適正化計画について】

◎上田修一委員長

都市計画課長。

●荒木都市計画課長

それでは、「伊勢市立地適正化計画について」御説明申し上げます。

立地適正化計画に関しましては、平成28年2月5日に開催いただきました産業建設委員

協議会において、その概要を御説明させていただいたところですが、今回、伊勢市の考え方をまとめましたので、改めて御説明申し上げます。

資料1をごらんください。

1の都市づくりの方針について御説明します。

立地適正化計画の策定目的は、伊勢市の抱える人口減少、高齢化といった課題に対し、福祉、医療、商業施設等の都市機能増進施設の集約・誘導を図る都市機能誘導区域、居住を誘導し人口密度を維持する居住誘導区域、また、そのほかに市独自のゾーンを設け、緩やかな集約型都市構造の実現を図るものです。

1-1、立地適正化計画の区域について、表をごらんください。

まず、立地適正化計画は、都市機能区域と居住区域を設定します。都市機能区域では、赤で着色した都市機能誘導区域と紫色の都市機能維持ゾーンを設定し、居住区域では、水色の居住誘導区域と緑色のその他ゾーンを設定します。

1-2の本計画の目標年次は、平成45年とし、おおむね5年ごとに見直していく予定です。

1-3の都市づくりの理念は「市民の暮らしと伝統を守り育む集約型都市」を掲げています。

次に、2の都市機能区域の設定について御説明します。

2-1の都市機能区域の設定の考え方についてですが、まず、都市機能誘導区域のイメージは、用途地域内で災害に対する安全性や生活利便性が高い駅周辺の区域で、都市機能維持ゾーンのイメージは、都市機能誘導区域以外で都市機能増進施設の集積や公共施設が立地し、市民生活の拠点となるゾーンでございます。

2-2の都市機能区域の設定方法についてでございますが、まず区域を設定するに当たり、拠点を選考します。

下の図をごらんください。

拠点の選考は、3つの選考で行うこととし、第1選考は都市マスタープランの位置づけによる抽出、第2選考は生活利便性の高い駅勢圏の抽出、第3選考は市民生活の活力を維持・向上させる地域の抽出でございます。

第1選考では、視点1の「都市づくりの方針」に適合している、①の伊勢市駅、②の宇治山田駅、③の宮川駅、④の二見浦駅、⑤の御菌総合支所の5つを選考しました。

続いて、第2選考では、視点2の周辺から公共交通のアクセス利便性、視点3の都市機能の集積性、視点4の用途地域の指定状況の3つの視点全てに該当する、⑥の宮町駅、⑦の山田上り駅、⑧の五十鈴川駅の3つを選考しました。

続いて、第3選考では、視点5の中心市街地活性化基本計画への適合、基幹的な医療、商業施設の立地に該当するものとして、⑨のララパークを選考し、全体で9つの拠点を選考しました。

2ページをごらんください。

区域の判別でございます。

先ほど選考した9つの拠点を都市機能誘導区域と都市機能維持ゾーンに判別します。判別は、後ほど御説明する視点1から8の該当数と視点9の津波災害の影響の大きさで行い

ます。

表をごらんください。

左の縦軸は①から⑨の拠点、上段の横軸は視点1から8とその該当数及び視点9とし、この表にて判別します。

視点について御説明します。

3ページをごらんください。

各視点の考え方を記載しておりますが、視点1から5につきましては、先ほど拠点を検討したものと同じでございます。視点6につきましては特徴的な景観形成、視点7は人口集積、視点8は地区特性を指標としています。

また、視点9につきましては、津波災害からの安全性についてを指標とし、過去最大クラスの津波浸水想定において、用途地域内のうち浸水深さが2メートル以上になる区域の占める割合が大きいものを影響大と考えます。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。

区域を判定する表について御説明いたします。

表の左にある9つの拠点に対し、1から8の視点について該当するものに丸をつけています。視点の該当数が5以上の拠点を都市機能誘導区域の候補とし、5未満の拠点を都市機能維持ゾーンの拠点としました。

そして、該当数5以上の都市機能誘導区域の候補について、視点9の津波災害の影響大に該当しないものをそのまま都市機能誘導区域の拠点とし、影響大に該当するものは都市機能維持ゾーンの拠点と判別します。

例えば、①の伊勢市駅は、視点の該当数が7で、都市機能誘導区域の候補となり、視点9の津波災害の影響大に該当しないので、都市機能誘導区域とします。また、④の二見浦駅では、視点の該当数が5で都市機能誘導区域の候補となりますが、視点9の津波災害の影響大に該当するため、都市機能誘導区域ではなく都市機能維持ゾーンと判別します。

また、拠点は9つありますが、①の伊勢市駅と②の宇治山田駅、⑥の宮町駅と⑦の山田上り駅は近接していますので、区域は1つにまとめ、全体で7つの区域とします。下段の選別結果集計表に都市機能区域を記載しております。

恐れ入りますが、4ページをごらんください。

都市機能区域の設定（案）として、判別した都市機能誘導区域と都市機能維持ゾーンを図示したものです。

まず、水色で着色したところが用途地域でございます。また、薄い赤色で着色しておりますのが先ほど判別した都市機能誘導区域で、拠点駅から半径1キロメートルの円で示しています。同じく紫色で着色しておりますのが都市機能維持ゾーンで、半径500メートルの円で示しております。現時点では区域をおおよその位置で示していますが、今後さらに検討を重ね、区域を確定してまいりたいと考えています。

5ページをごらんください。

3の居住区域の設定について御説明します。

3-1の居住区域の設定の考え方ですが、まず、居住区域には、居住誘導区域とその他のゾーンを設定いたします。居住誘導区域につきましては、居住を誘導し人口密度を維持

していく区域とします。

また、居住誘導区域は、用途地域から3-2の居住誘導区域の設定方法に記載している視点1から5の区域を除いたものとしています。

視点について御説明します。

視点1は自然環境等の制限のある区域、視点2は災害の危険性の高い区域、視点3は産業振興を図る区域、視点4は生活利便性の低い区域、視点5は都市機能の維持が困難な区域としています。

その他のゾーンにつきましては、都市マスタープランに基づくゾーンとして、都市計画区域から居住誘導区域を除いた区域とします。

今後、この考え方にに基づき区域の設定や誘導する都市機能施設とその施策を定め、伊勢市立地適正化計画を策定していきたいと考えております。

以上、「伊勢市立地適正化計画について」御説明申し上げました。よろしく御協議賜りますようお願いいたします。

◎上田修一委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

二、三点、ちょっと教えていただきたいと思いますが、今回、立地適正化計画というのは国の方針でもありますし、つくっていかねばならないだろうというように思うんですが、今後の将来的な伊勢市のまちづくりといいますか、都市計画に非常に大きく影響してくる計画でございますので、これから固めていくということでございますが、相当しっかり検討していく必要があるのではないかなというふうに考えています。

そこで、今、課長に説明をいただきました立地適正化計画のエリアというのは、いわゆる都市計画区域ですね。ところが、関連はいたしますが、今年の2月に都市計画マスタープランのバージョンアップが出されています。これは、都市計画区域内外を問わず、市全域ですね。

そこで、今回の計画の視点というのは、もちろん未線引きですから、市街化調整区域にありませんから未線引きですから、用途区域を中心にやっていくということであろうという事は理解できるんですが、バージョンアップした都市マスと、それから立地適正化計画の整合というんですか、位置づけというんですか、そういうものをびしっとやっぱり押さえていかないかと思うんです。今説明いただいたんですが、ちょっとわからんところもありますので、ここら辺はどうなんですか。非常に大事なところだと思います。

◎上田修一委員長

都市計画課長。

●荒木都市計画課長

この伊勢市立地適正化計画につきましては、伊勢市の都市マスタープランの一部という位置づけでございますので、当然、整合を図って策定していくものでございます。

都市機能誘導、施設の誘導につきましては、用途地域内というところもございませけれども、居住に関しては、全体的な範囲の中で考え検討して定めていきたいと、そのように考えております。

◎上田修一委員長

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

それから、もう一つ、このイメージ図なんです。おたくさんが示される資料1-1の茶色に塗ってあるところ、都市機能誘導区域、それから右の水色の居住誘導区域ですね。それから、下の緑色のところ、それから紫色のところ。今、課長の説明では、都市機能維持ゾーンというのは、法的には都市機能誘導区域と居住誘導区域を指定せいということになっておると思うんです。

都市機能維持ゾーンというのは、市が考えたやつやなというふうに今若干説明があったんですが、それはそれで理解できるんです、これは任意ですから。国交省のイメージ図をちょっと見ますと、居住誘導区域の中に都市機能誘導区域があるというイメージ図が国交省で出ているんです。そこら辺はどうなんですか。これを見ておると対比しておるような形になっておるんですが、居住誘導区域を包括する中に都市機能誘導区域があつて、その都市機能誘導区域の中に中心拠点区域を設けて、駅とか、そういうものをするという、これは国交省の資料に出ておるんですが、そこら辺はどうなんですか。

◎上田修一委員長

都市計画課長。

●荒木都市計画課長

資料1-1に示しておりますのは、あくまで都市機能施設と居住区域の整理、必須である誘導区域と、それから維持ゾーンという、それぞれの項目を整理するための表でございまして、面的なというか、地図で、位置的には、委員おっしゃられたとおり、居住誘導区域の中に都市機能誘導区域が入ってくるというようなイメージでございまして。

以上です。

◎上田修一委員長

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

わかりました。ちょっと簡略化し過ぎておる。もうちょっと……。はい、わかりました。それで、私は心配というんですか、これから作成をしていくスケジュールというのは、

当然、都市計画審議会にかかってきますし、そういう意見を徴していかないかんとすることはわかるんですが、そのスケジュールの日程がわかっておればね。今、恐らくこれはコンサルにかけて、これだけのものが出てきたというふうに理解をしておるんですが、スケジュールの日程をちょっと教えていただきたい。目標年次は平成45年で、都市マスと一緒にですから、それは1つ教えていただきたい。

それから、これでいきますと、図のその他のゾーン、これはいわゆる用途外区域がほとんど入ると思うんです。都市マスタープランに基づくゾーンやと書いてくれてあるんですが、これでいきますと、いわゆるコンパクトシティー化するわけですから、医療とか福祉とかそういう施設は集めて、なるだけ地方とか田舎のほうは切り捨てるような形の考え方を国は持つておると思うんです。そういうことでこれが出てきておると私は解釈をしておるんですが、都市マスでいくということやけれども、取り越し苦労か何かは知らんけれども、私はそういう心配をするんですが、そこら辺の考え方はどうですか。

まず、日程とその他のゾーン、いわゆる商業振興地域とかそういうところを含めて、これはもう完全に公共施設の再編計画とリンクしますから、公共施設総合管理計画と連携しますから、そういう今後のずっと決めていく大変重要なまちづくりを、恐らくそういうその他のゾーンというところは、廃止したり統合したりすることを進めていくと思うんですよ。不便になってくる、住みにくくなるのと違うかいなど。そういうような懸念を私はいたしますが、そこら辺は考え方としてどうでしょうか。

以上です。

◎上田修一委員長
都市計画課長。

●荒木都市計画課長

それでは、まずスケジュールの件について御説明いたします。

スケジュールにつきましては、委員おっしゃられたように、これからまだ都市計画審議会との調整もございますし、今後また議論もしていく必要もございます。それを固めて、また関係機関の皆様方にも御説明も必要かと思っております。ただ、予定に関しましては、この29年度、今年度中に策定・公表してまいりたいと、そのように考えております。

それから、その他ゾーンのところについて。

これにつきましては、都市計画区域外もございます。都市マスタープランの中では、市街地以外のところでは、例えば集落・農地ゾーンとか自然環境ゾーンなども定めておりました。決して委員が先ほどおっしゃられた、その地域を切り捨てるという表現ありましたが、そういうことではなくて、それに位置づけられたことに基づいて、お住まいの方への配慮といえますか、そこに必要な施設は当然必要であると。ただ、やっぱり集約できるものについては、中心市街地とか用途地域内での集約も図ってと。その両方を見ながら策定していきたい。決してその他の地域を切り捨てるというような考えではございませんので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

◎上田修一委員長

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

ちょっとくだいようですけれども、これは課長さんは考えておらんでも、国の方針としては、やっぱり地方財政を緊縮するということになりますから、公共施設の統廃合というか、廃止というのは、その他のゾーンについては強力に進むと思います。そこら辺は十分考えながら進めていただきたいなと思っています。

以上です。

◎上田修一委員長

他にございませんか。

宿委員。

○宿 典泰委員

私もちょっと二、三点お伺いしたいんです。

委員会の中でも申し上げた中心市街地の問題もあろうかと思うんですけれども、今回、伊勢市立地適正化計画の御説明があつて、伊勢市の考え方がまとまったということで今回出されたわけです。

策定の目的というところを読ませていただくと、今現在の伊勢市の状況からすると、人口が減り、高齢化になって、その状況の中で、都市機能の誘導区域であったりとか、居住区域を誘導していくとか、集約型というようなことが出されておるわけでありまして。

このことについては、言われることはよくわかって、もう少し機能的なまちづくりにしていきたいないうことを思ってみえるんだろうということはわかるんですけれども、実際には、このことを実行していこうとなると、これはもう行政だけではいかんということに当然なるわけですね。伊勢市民の方が非常に理解をしてくれて、例えば新築をするなら、この適正化計画に基づいて、集約できるところへ居住をして移転をしていこうというぐらいの気持ちにさせるというようなことでないと、なかなか行政側が出ていって「あんたどこ、こっち移ってえな」というわけにはいかんと思うんです。

そのあたりのところになると、非常に今後の話となると、高齢化になって、だんだん空き家が出て、それを待っておるというような状況ではいかんと思うので、まずはそのあたりのことは、ここで策定の目的が出されておりますけれども、平成45年という、あと16年ということになろうと思うんです。その16年でどれだけの誘導ができるかとか、市民の方に理解をしてもらえるかということがあろうと思うんですけれども、そのあたりの市民と連携をして理解をしていただくための方策というのはどのような形でとっておるか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

◎上田修一委員長

都市計画課長。

●荒木都市計画課長

この計画を策定しましたら、関係機関への御説明もそうなんですけれども、広く市民の方への周知もしてまいりたいと考えております。

ただ、この計画については、特に住民の方につきましては、それぞれ自分のお住まいの事情もありますので、強制的にというか、年を決めて次に例えば家を建てるときにこっちに移ってくださいますかというふうなものではございません。説明でも言わせていただきましたが、緩やかな誘導というところでもございます。

そこら辺は住んでおられる方の権利とか考えもございますので、そういう形で誘導はしますけれども、ただ、都市機能については、できる限り効率的に人口も密度も維持する地域を設けて、そこへ施設を誘導することで、その近くへ住んだほうが生活が便利やなといった考えになられる方について誘導していくというふうな形で誘導していきたいと考えております。

以上でございます。

◎上田修一委員長

宿委員。

○宿 典泰委員

広く市民の方に公表していくということで、それはそれでわからんことはないんです。ただ、伊勢市を、まちづくりをぐっと変えていこうと。それで、公共の交通機関との連携も当然必要だし、ある種、ここの紫色のところの機能の維持ゾーンというのが出されておりますけれども、そこへ集中したときに、果たして高齢者やら市民の方が非常に住みやすい、安全で便利になったよというような状況のことが具体的にわかるかということ、今の我々の、私の能力ということであると、この説明をいただいたのでしっくり頭に入ってきやへんのですよね。

適正化計画があつて、国のほうの方針としてはこうこうやと。これはわかるんですよ。これで市民の暮らしやら伝統を守り育む集約型都市というような、また新しいのが出てきましたけれども、こういうことにどのようにつながっていくんやと。あとそれで16年という、もう本当に短い期間だと思ふんです、半世紀になるわけですからね。そのあたりのことというのが相当、中心市街地化でも申し上げたように、何かきちっとしたまちづくりをするには、実はこういうものをきちっと整備をしていかんことには、市民の方はそれに乗っかかってきませんよというのがあつてと思うので、そのあたりが非常に、これを読むだけではもうお聞きすることばかりになってしまうという。やはりこれ以上に市民の方がわかりよくて、生活に密着しておることですから、これは。将来に向けての話ですから、どのように理解してもらふかということに非常に力を入れていただかんと、これのスケジュールやら何かというて手続論だけやっておつても、またそれは空洞化になったりとか、思つてみえるイメージと違うことが起こり得るのではないかなというようなことを、朝からちょっと辛口の話ばかりですけれども、やはりそういうイメージではいかんと思う。そ

のあたりの具体的な方針をきちっと定めてもらわんといかんかなと思うので、もう一度ちよっと具体的にお答えをいただきたいなと思います。

◎上田修一委員長

都市計画課長。

●荒木都市計画課長

まず、市民の皆さんへの周知というところに関しましては、この計画が固まってまいりましたら、説明会等を開かせていただいて、直接の御説明もさせていただきたいと。そのほかにも当然、広報とかホームページとか、いろいろ周知する手段もございますので、そういったことも活用して、それは今年度に固まってから1回限りということではなくて、継続して市民の方に御理解いただけるようなこともあわせて考えていきたいなと思っております。

この計画については、今年度策定を目指して、そのようにする考えでございますけれども、策定後いきなり市民生活の例えば住んでおるところに何か支障が起きるとか、そういったことではございません。緩やかな誘導というところもございますので、その計画を実行しながら、周知も図りながら、施設が中心市街地に誘導されて来たら、そのような状況も出てきますので、そこら辺のこともまた周知して進めていきたいと考えております。

◎上田修一委員長

宿委員。

○宿 典泰委員

もう一点だけ。実は我々の産建でも、富山市のほうへ視察に行ったりということで、先進地やということですね。富山市議会は余り先進地にはなっていないんですけれども、富山市のまちづくりについては、非常に公共交通とのマッチングもされたり、集約型にするために補助金がいいわけではないんです。でも、補助事業としてきちっと市のほうで面倒を見てもらう部分があるから、どうせ建てるんなら、今のところじゃなくて、いわゆる誘導していただける便利で安全安心なところへ行こうかというようなことを具体的にイメージができないことには、市民の方が新しいところへという自分らの生活地にはならんと思うんですよね。

具体的にはそういうことやと思うので、そこへ来るときに、やはり公共交通の問題も出てくるし、公共施設の問題も出てくるし、もう本当にまちづくりを一掃してしまうと思うんです、これを本当に実行してやっていこうとなると。やはりそういう思いはあるんだけど、緩やかにやっておられるのはいいと思うんやけれども、なかなかそこに進むのに、16年たってしまうと思うんですよね。

16年後というたら、今以上に人口減少で高齢化になるということになると、もっともっと違う問題が出てくるのではないかなということになってくるので、そのあたりというのは、どのように将来的なビジョンというのか、伊勢市のまちづくりを考えておるのかとい

うことをきちっとやはり市民にお示しをしたり、我々にもすごく理解ができて、我々も逆に議会の者も市民との会合の中でそういったことをきちっと御説明もできるような状況まで持っていったかんといかんのではないかなど。こんなことを思うんですけれども、今後の方策についてどのように考えているか、もう一度お答えを願えませんでしょうか。

◎上田修一委員長
都市整備部長。

●堀都市整備部長

今、委員仰せのとおり、この立地適正化計画というのは、伊勢のまちづくりにおいて大きな方向性を出して、これから平成45年という16年ですけれども、その中でいかに集約ができるのか、その部分においてはどのような方策をとっていけるのか。

今おっしゃられたように、公共交通とのマッチングもそうでございますし、集約・誘導していく部分、特に居住を誘導していく部分については、たしか富山なんかですと補助金が出たりとか、そういうような施策も打ったりしておるようなことを聞いております。なかなか伊勢市の場合どこまでできるのかということがございますが、今この中でまず方向性を示して、伊勢のまち、まず集約的に持っていくんやということを市民の皆様方と共有しながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○宿 典泰委員
まあ頑張ってください。

◎上田修一委員長
よろしいですか。

○宿 典泰委員
はい。

◎上田修一委員長
他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎上田修一委員長

他に発言もないようですので、「伊勢市立地適正化計画について」はこの程度で終わります。

暫時休憩をさせていただきます。10分間休憩をさせていただきますので、この時計で10分間お願いします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時18分

◎上田修一委員長

休憩を解き会議を続けます。

【伊勢市景観計画の変更について】

◎上田修一委員長

次に、「伊勢市景観計画の変更について」を御協議願います。

当局から説明を願います。

都市計画課長。

●荒木都市計画課長

それでは、「伊勢市景観計画の変更について」御説明申し上げます。

資料2をごらんください。

今回御説明させていただく変更点は2点でございます。

1点目は、河崎地区を重点地区に追加指定すること、2点目は、太陽光発電施設を届出対象工作物に追加することでございます。

初めに、伊勢市景観計画の区域について御説明いたします。

伊勢市景観計画では、市全域を景観計画区域とし、3つの地区に区分して良好な景観の形成を図っています。

①の一般地区は、これから説明させていただく②の沿道景観形成地区と③の重点地区を除く市全域です。

②の沿道景観形成地区は、観光交流拠点へいざなう道路や鉄道、また地域固有の景観が形成されている道路について、端から両側15メートルの区域を指定しており、御幸道路や御木本道路、河崎本通りなどの道路10路線と近鉄・JRの鉄道2路線が、これに該当いたします。

③の重点地区は、歴史的まちなみの景観を保全すべき区域などで、現在は内宮おはらい町地区と二見町茶屋地区の2地区が指定されております。

それでは、今回の変更点の1点目の河崎地区の重点地区指定について御説明いたします。

2ページをごらんください。

河崎地区は、まちの随所に町屋や蔵が残っているなど歴史文化の面影を感じることできる地区でございます。しかしながら、時代の移り変わりの中で、まちなみが徐々に失われることが危惧され、地域や関係者の皆さんが、このまちの良好な景観を残すよう取り組んでまいりました。平成24年度の景観形成の素案作成を初め、地域との意見交換や説明会を重ね、今回の重点地区指定に向け、範囲や基準づくりを行ってまいりました。

3ページをごらんください。

景観計画区域の変更の概略でございます。

資料左側に、現在の河崎地区の地区指定状況を図示しております。河崎本通りが沿道景観形成地区に指定され、そのほかは一般地区に指定されております。今回は、右側の図の

ように、赤線で囲った箇所を一般地区及び沿道景観形成地区から重点地区に変更するもの
でございます。

河崎地区の重点地区の範囲に関しましては、青色の破線で囲った旧環濠地区を景観の形
成を考える「河崎まちなみ景観エリア」と位置づけ、その中で、町屋や蔵などの歴史的な
建築物が比較的集積した区域としました。

4 ページをごらんください。

重点地区における景観形成基準（案）です。

建築物と工作物に分け、形態意匠について、建物の形態、屋根・軒びさし、外壁、高さ
等について制限を定めていきたいと考えています。

5 ページをごらんください。

町屋と蔵の整備イメージ図でございます。

目指していただきたい形として、伝統的な意匠をあらわし、引き出し線で主に基準で定
められている箇所を示しております。

次に、変更の2点目、太陽光発電施設の届出対象工作物への追加について御説明します。

6 ページをごらんください。

近年、太陽光発電施設が急速に普及していますが、これらは面的な広がりから景観に大
きな影響を与えることが懸念されます。このような中、三重県では平成29年1月に三重県
景観計画を変更し、これまで届け出の対象ではなかった太陽光発電施設を届出対象工作物
に位置づけました。これを踏まえ、本市においても太陽光発電施設を届出対象工作物に位
置づけ、別に定めていく「太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン」に基づ
き、景観に配慮していただこうと考えています。

届け出の対象となる規模は、一般地区では、太陽光発電施設の高さが10メートルを超え
るもの、または太陽電池モジュールの合計面積が1,000平方メートルを超えるものなど
でございます。

また、沿道景観形成地区及び重点地区においては、規模にかかわらず、原則全ての行為
が届け出の対象となります。

以上が「伊勢市景観計画の変更について」でございますが、これにつきましては、去る
6月1日に開催されました伊勢市都市計画審議会において説明し、御審議いただいたとこ
ろでございます。よろしく御協議賜りますようお願いいたします。

◎上田修一委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありますか。

御発言ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎上田修一委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【空家等の対策について】

◎上田修一委員長

次に、「空家等の対策について」を御協議願います。
当局から説明願います。

◎上田修一委員長

建築住宅課副参事。

●林建築住宅課副参事

それでは、「空家等の対策について」御説明申し上げます。

資料3を御高覧ください。

1のこれまでの取り組みについてでございます。

平成29年3月に伊勢市空家等対策計画を策定し、3つの基本方針を定めたところです。

1つ目は、「安全・安心の確保」といたしまして、管理不全の空き家所有者等への改善指導、特定空家等への対応などについてでございます。2つ目は、「活用・流通の促進」といたしまして、空き家バンクの設置、移住促進事業の推進などについてでございます。3つ目は、「地域との連携」といたしまして、地域での見守り、専門家団体等との相談会の開催などについてでございます。これら3つの基本方針に基づき、総合的に空き家対策を推進してまいりたいと考えております。

次に、(2)の管理不全の空き家等への対応についてでございます。

これまで、危険度が大きい空き家と市民等から相談のあった空き家について順次対応を図ってまいりました。

1ページ下段の平成28年度の対応状況の表を御高覧ください。

危険度大につきましては、平成27年度に実施いたしました調査の結果件数82件のうち、訪問、通知依頼等で対応したものが49件、そのうち更地、樹木等の伐採など、危険度や周辺への悪影響を回避し、解消に至った件数が7件ございました。その他の空き家についてでございますが、市民の皆様や自治会からの相談を受け対応したものが73件、うち更地等解消に至った件数が35件ございました。このように、平成28年度につきましては、42件の解消を図ったところでございます。

続きまして、2ページを御高覧ください。

「特定空家等」への対応についてでございます。

「特定空家等」への対応につきましては、国のガイドラインに示された基準に基づき、判断基準を策定し、管理不全の空き家等について対応していきたいと考えています。

(1)の「特定空家等」への認定とその後の措置についてでございます。

対応の流れ(案)を御高覧いただきたいと思います。

まず、㊦の4つの判定項目について、現地調査を実施し、その調査結果により、各判定項目について、㊦の「なし」とⅠからⅣまでの危険度等の程度を判定いたします。「なし」、「程度Ⅰ」または「程度Ⅱ」と判定した場合は、悪影響及び危険度の少ない空き家等とし、「程度Ⅲ」または「程度Ⅳ」と判定した場合は、特定空家等に該当する可能性が大きい空き家等となりますことから、図の右側中段にありますように、周辺の建築物や通

行人等に対する悪影響度及び悪影響の程度と危険等の切迫性を勘案の上、空家等対策協議会の御意見をいただきながら、㊦の特定空家等か否かについて総合的に判断していきます。

特定空家等と判断した場合は、助言・指導、勧告の順に行っていきます。勧告とした場合は、次年度以降、地方税法349条の3の2の住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の対象から除外されることとなります。勧告から命令、さらには代執行へ進めることにつきましては、所有者の特定、財産等個人の権利、撤去費用の回収などの課題・問題が生じることから、慎重に検討し、対応してまいりたいと考えております。

なお、助言・指導、勧告に応じ、適正に改善がなされた場合は、特定空家等から撤回されるということになります。

以上が特定空家等への対応の流れでございます。

次に、3ページを御高覧ください。

先ほどの流れで御説明いたしました特定空家等の判断基準でございます。

まず、アの判定項目についてでございますが、これにつきましては、国のガイドラインに示されています4項目といたします。1つ目は、保安上の危険度といたしまして、建物の傾斜、外壁等の損傷等でございます。2つ目は、衛生上の有害度として、排水等の臭気、ごみの放置等について、3つ目は、景観面の阻害度として、外壁への落書き、ガラスの飛散等について、4つ目は、生活環境面の悪化度として、樹木等の繁茂、動物の住みつき等でございます。これら全てについて、現地調査を行います。

次に、イの危険度等でございますが、アの現地調査の結果、各項目において該当した内容を点数化し、この合計点等により危険度等の程度を判定いたします。この程度につきましては、大きくなるほど悪影響及び危険度等が大きいくということになります。

なお、各判定項目における各程度の内容は表のとおりでございます。後ほど御高覧ください。

次に、ウの総合判断でございますが、イの危険度等において、程度Ⅲまたは程度Ⅳの判定結果となった場合は、協議会の意見等を勘案の上、総合的に判断していきます。

次に、4ページを御高覧ください。

3の伊勢市空家バンク制度についてでございます。

この制度の目的は、空き家等の売買や賃貸借を希望する所有者及び利用者の情報を市のホームページに公開し、提供していくことで、市内にある空き家等の活用及び流通の促進を図るものでございます。

次に、概要でございますが、市は伊勢市空家バンクに登録していただける所有者及び利用者を募集し、公開した情報により売買や賃貸借の希望者同士の仲介を関係民間団体に依頼し、関係民間団体において交渉・契約を行うことにより、空き家等を利活用していくものでございます。

次に、伊勢市空家バンク制度の流れ（案）の図を御高覧ください。

まず、左側の空家等の所有者と真ん中の伊勢市との流れについて御説明いたします。①で市が所有者に物件募集を図り、②の所有者が市に対して物件の申し込みを行います。これを受け、③で市は物件の調査を行い、特に問題がなければ、その物件の登録と市のホームページへの掲載をし、⑤で所有者に登録した旨を通知していきます。

次に、右側の空家等の利用者と伊勢市との流れにつきましては、⑥で市は利用者への募集を図り、⑦の利用の申し込みを受けます。これを受け、市は、その利用者の登録と市のホームページへの掲載をし、⑨で利用者に登録した旨を通知することになります。

以上が登録までの流れでございます。

次に、売買等に向けた交渉と契約の流れについてでございます。

⑩で希望する物件等に対し利用者等から交渉の依頼があれば、市は⑪の事前に協定を締結いたしました関係民間団体に仲介を依頼し、関係民間団体と所有者及び利用者において交渉・契約を行うことといたします。

なお、この関係民間団体につきましては、県内他市と同様に県内の宅建協会と不動産協会の2団体を考えております。

続きまして、5ページを御高覧ください。

4の今後の空家等対策のスケジュールでございます。

1の特定空家等への対応につきましては、判断基準を9月頃には定め、その基準に従い調査を行い、特定空家等に認定するか否かの判断をし、対応を図ってまいりたいと考えております。また、随時、市民から相談のあった空き家等につきましても、継続して進めてまいります。

2の伊勢市空家バンク制度につきましては、今後、制度の仕組みについての検討及び宅建協会等関係民間団体との協議等を図りながら、9月ごろには協定締結を行い、要綱を策定し、10月ごろには広報及び市ホームページ等で空き家募集を図り、本格的に稼働していきたいと考えております。

3の地域との連携につきましては、地域自治会との懇談会や関係専門家団体との相談会の開催など、随時行ってまいりたいと考えております。

以上、「空家等の対策について」御説明申し上げました。よろしく御願い申し上げます。

◎上田修一委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎上田修一委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【伊勢市施設類型別計画策定に向けたその後の経過について】

◎上田修一委員長

次に、「伊勢市施設類型別計画策定に向けたその後の経過について」を御協議願います。当局から説明願います。

情報戦略局参事。

●浦井情報戦略局参事

それでは、伊勢市施設類型別計画策定に向けたその後の経過につきまして、御説明を申

申し上げます。

本年2月に開催いただきました各常任委員協議会で、施設類型別計画の策定に向けた今後の進め方を御協議いただき、その後、策定スケジュールに従い、計画策定の考え方等をもとに地域審議会、総連合自治会との意見交換を実施しております。本日は、意見交換の概要などを報告させていただき、御協議をお願いしたいと存じます。

資料4-1をごらんください。

意見交換につきましては、目的に記載のとおり、個々の施設に対する意見・要望ではなく、計画策定の考え方、どのような考え方で個々の施設の将来方針を定めていくか、まずそれについての御意見とマネジメントを進めていく上でのアイデア、この2点をお伺いしたい旨お願いしまして実施しております。

意見交換の内容としては、本日添付しております各資料について説明を行い、特に公共施設の方向性を導く考え方、インフラ資産整備の優先度判定について意見をお願いしております。

また、意見交換を円滑に進められるよう、要点を事前アンケートに整理し、意見交換を実施しております。

意見交換の結果について概要を報告させていただきますので、資料4-2をごらんください。

開催日時、参加者数はごらんとおりで、これまで80名の方々と意見交換を行っております。

意見の概要でございますが、諮問・答申といった形をとっておりませんので、出席いただきました個人からいただいた御意見ということになります。なお、事前アンケートにつきましては、全ての意見交換を終了してから集計することにしたいと考えております。

いただいた御意見は大きいくくりで整理しておりますので、主立った御意見を紹介いたします。

公共施設の方向性を導く考え方につきましては、「建物が残らなくても機能が残ればよい」、「各種交通手段の利用が難しい高齢者への配慮」、「防災上の観点や施設の空きスペースの利用を検討すべき」、こういった御意見のほか、「公共施設の多くが合併前の旧市町村で建設されているが、統一的な目線で進めていくべきである」、「長期計画となることのスケジュール管理やインフラ資産の将来を見据えた整備の必要性」、こういったような御意見をいただいております。

また、民間活用につきましては、記載のとおり多くの御意見を頂戴しております。

裏面をお願いいたします。

施設評価につきましては、「各課で評価結果にずれが生じないように評価基準を設けて行うべき」、「物差しとしての基本的な考え方はこれでよい」といったような御意見を、また、会議室の共用化では、「利用する時間帯での考慮が必要である」との御意見をいただいております。

個々の施設の方向性としましては、「地元の公民館がなくなると不便である」、「それぞれの地域では文化も違う。地域の公民館がなくなると地域性がなくならないか心配だ」との御意見をいただいております。

その他のところですが、**「総論賛成、各論反対になっていくことが想定されるので、根拠を持って説明できるようにすることが大切だ」**、**「重要な取り組みであることから強い姿勢で取り組んでほしい」**、**「人事異動や首長が変わるたびに計画が変更とならないように努めてほしい」**との計画を進めていく上での市としての強い姿勢を望む御意見や**「利用者へ早目の情報提供をするように」**といった御意見をいただいております。

資料4-3をごらんください。

意見交換で配付した資料の一覧でございます。

資料1から7について説明を行い、意見交換をお願いしております。各資料につきましては、本日は簡単に説明させていただきますので、詳しくは後ほど御高覧いただけたらというふうに思います。

資料2につきまして、資料2の事前アンケートは、意見交換の要点として、公共施設の方向性を導く考え方とインフラ資産整備の優先度判定について御意見を伺えるようにアンケート用紙に整理しております。

資料5のほうは、平成27年4月1日時点で公共施設を分類別に整理した一覧表となっております。

資料6のほうは、平成29年4月1日現在の市内5地区におきます公共施設の配置状況を6枚の地図に整理したものでございます。

それから、最後の資料7のほうは、会議室等の共用化の手順をこの資料を使いまして御説明しております。

大変申しわけございませんが、最初の資料4-1のほうへお戻りください。

公共施設カルテ、それからインフラ資産カルテの公表でございますが、それぞれのカルテを28年4月1日を基準日に作成しまして、4月に市ホームページへ掲載するとともに、閲覧用として簿冊を本庁舎、各総合支所のほうへ配置しております。

以上が計画策定に向けたその後の経過でございます。今後は、策定スケジュールに従い、まちづくり協議会と意見交換を実施していくこととしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎上田修一委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありますか。

宿委員。

○宿 典泰委員

ただいま施設類型別の計画策定に向けたということで御説明いただいたわけなんですけれども、以前から申し上げておるんですけれども、特に今回、個人意見、民間の活用意見であったりとか、その他まで、ずっと各種、各地域のほうから意見聴取はできたんだと思います。

ただ、中身を見させていただくと、大半がやはり総論としては賛成をさせていただいておるような状況の中で、物事を進めていくということになろうと思うんですけれども、この

進め方についての今後のスケジュールですけれども、もう一度、今後のスケジュールをお教えいただきたいと思うんです。

◎上田修一委員長
情報戦略局参事。

●浦井情報戦略局参事

ただいまの御質問ですけれども、今年度のスケジュールといたしましては、8月までの間に今続けております意見交換会を続けるということで、この後は、まちづくり協議会、それから総連合自治会の2回目が残っておりますけれども、そちらのほうの皆さんと意見交換をさせていただきます。

それから、9月に入りましてからは、議会等からの御意見も含めましてですけれども、検討委員から意見を伺いながら作業部会のほうで素案の修正というふうになってまいります。

それで、議会の日程等がはっきりわかりませんで申しわけないんですけれども、1月ごろを目途に議会のほうへ施設類型別計画（案）のほうを御提出させていただきまして、その後、パブリックコメントを行い、年度内中の計画策定を目指したいというふうに思っております。

以上です。

◎上田修一委員長
宿委員。

○宿 典泰委員

これの策定にかかわるといことが、平成24年スタートで今まで来ておるわけなんですけれども、実際にはもう6年かかって、今、計画の大事な部分をつくっていただいておりますということなんですけれども、施設整備計画を立てていくというのは、その間の維持管理費であるとか、そういったことの方でやっていかないかんわけですよ。決まらん以上は、悪い部分が出たら、どんどん直していくということになると思うので、そのあたりの予算措置とか何とかというのは、もう自然とこの計画ができんことには何も判断できないというような状況になってしまうんでしょうか。そのあたりはどのように考えてみえるんですか。

◎上田修一委員長
情報戦略局参事。

●浦井情報戦略局参事

今おっしゃっていただきますように、公共施設につきましては、安全配慮義務違反にならないように管理者といたしましては努めなあかんというふうに思っております。

ただ、一方では、マネジメントを進めていくということが必要になってまいりますので、予算の計上段階でありますとか、そういったところでは十分担当部署のほうとの協議をいたしまして、マネジメントを進めていくという立場に立ちながら、今の施設管理に取り組んでおるところでございます。

◎上田修一委員長
宿委員。

○宿 典泰委員

その部分というのが一番見えないわけですよ。この施設計画が何でできたかというたら、それは行政側から出された、毎年維持管理費が要ると。それで、この数年の中で、やはり建設費が、建設できる、できやんも含めて、更新時期が来て、大変伊勢市の財政にとって重要なときなんやというようなことで、平成24年から我々は皆さんの計画に基づいてやっておるわけです。

当然、地域に出れば、自治会、個人意見、また、まちづくり協議会も含めて、いろんな御意見も出されてくるんだらうとは思いますが、実際には、そこには、伊勢市としては、ここの物件はどうしてもいろんな面から見ても基準の中では廃止にしていきたいというような方針がきちっとあると思うんですよ。やっぱりそのあたりのことを地域と戦わせていくということをやらないと、幾ら意見徴取だけできて新しく案ができたとしても、それを実行に移すのはどうなんやという話になるわけじゃないですか。そのあたりが本当に進み方としては、もっともっと汗をかいてやっていただく必要もあるのかなど。それが組織内としても、全庁内にかかわることですので、人的な配置が必要なのか、もっと進むためにはですよ、もっと違う形での予算配分が要るんであるかとか、我々にはちょっと見にくい話なので、そのあたりはいかが考えてみえるのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

◎上田修一委員長
情報戦略局参事。

●浦井情報戦略局参事

昨年1年間を通して、庁内で作業部会を設けながら、横断的な協議のもと、市の考え方を整理する作業のほうを進めてまいりました。その中で、個々の施設の考え方につきまして、市民の皆様の方にどのように御提案していくのがよいかというふうなことを考えました。

これにつきましては、市が一方的に決めたことやないかというふうな御意見をいただいたり、あるいは総論は賛成やけども各論やったら反対やというふうなところがやっぱり心配だということもございまして、まずは総論に当たるような今の考え方について御意見を頂戴して、市の考え方のベースになるところをきちんと定めながら、施設の個々の方針を説明させていただこうということで、今の作業の流れというところで御説明させていた

だきまして、今進めておるところでございます。

それから、委員のほうからおっしゃっていただいております今後のマネジメントを進めていく上でどのような組織体制が必要かという部分につきましても、今年度あわせまして庁内のほうで検討いたしまして、計画策定とともに、これからの進め方の体制というところも考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

◎上田修一委員長
宿委員。

○宿 典泰委員

わかりました。強力に進めていただかないとならんとは思うので、私らとしては、やはり市のほうである程度の決定もしながらやっていかないと、100%賛同をもらいながら進むということは、これはもう今の状況からいろいろ考えると不可能だと思うんですよね。それなら、どの時点でどういう判断をしていくかということがあると思うので、その一方で、やはり案をつくるまでにまだ2年ほどかかってしまうような状況ですよね、ことしも入れると。そうすると、その実施までの予算措置であるとか、修繕に向けた措置であるとか、そういったものが「何や、できたらそれはやらんだらよかったんやないか」というようなことになるのか、ならへんのか、非常に危惧するわけです。そのあたりのことを進めるといことになるのなら、やはりもう少し具体的に早く進めていただかないとならんとし、今の現状の予算措置についてもいろいろ課題が出てくるんかなと思うんですけれども、予算の持ち方については何か担当課から物申すようなことはあるんでしょうか。

◎上田修一委員長
情報戦略局参事。

●浦井情報戦略局参事

29年度の予算案をそれぞれヒアリング等しておる席のほうには、必要があれば私も同席をして、その部分についての協議のほうをさせていただいております。

ただ、そのときにも今のマネジメントの考え方を市民の皆様にお示しをしていないので、必要な修繕のほうをしないということになってまいりますと、市民の皆様の安全安心を守れないというところがございますので、安全配慮義務違反にならないような部分についてはさせていただかないとあかんということで、必要最低限の修繕等はしておるような状況でございます。

以上です。

◎上田修一委員長
宿委員。

○宿 典泰委員

わかりました。予算の設定のときにも入っていただいておりますということで、それは大いに結構なことだと思いますし、我々は、当局の皆さんから示された財政が非常に今後厳しくなるということが前提の中で、この議論をしておるわけです。各地域に帰ると、我が地域の問題としていろんな御意見もいただくことになるわけです。それはもうそのときに苦渋の判断をするということにもなろうと思いますけれども、その前提としては、やはり伊勢市がそういう予算措置についても、非常に厳しい目で向いておって、なかなか更新事業としては難しいし、その中でできるだけ必要な修繕を加えていこうというようなことをきちっと我々も説明できるような状況を、やはりつくっていただきたいと思うので、それは要望になりますけれども、しっかりやっていただきたいと思います。ありがとうございました。

◎上田修一委員長

他に御発言はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎上田修一委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【行財政改革指針取組項目の平成28年度実施結果について】

◎上田修一委員長

次に、「行財政改革指針取組項目の平成28年度実施結果について」を御協議願います。
当局から説明願います。
情報戦略局参事。

●浦井情報戦略局参事

それでは、行財政改革指針取組項目の平成28年度の実施結果につきまして、お手元の資料5に基づき、御説明を申し上げます。

表紙をお開きいただき、右ページのイメージ図をごらんください。

図下の枠組み線で表示しておりますとおり、行財政改革の視点として、経営資源の有効活用、事業実施の最適化、成果重視の行政運営、活力ある組織風土の構築、この4つを定めまして、平成26年度から29年度の4年間で目標を定め、取り組みを実施しております。

資料末尾の取組項目一覧表をごらんください。

全体では、網かけ表示しております平成27年度に完了または中止した3項目の取り組みを除きまして、27項目に取り組んでおります。

産業建設委員会所管の取り組みにつきましては、印をつけさせていただきました12項目でございます。

進捗状況につきましては、完了した取り組みが3つあり、おおむね計画のとおり取り組みができておりますが、2ページのコミュニティバス運行事業の見直しではおくれが生じ

ております。

以上について順に御説明申し上げます。なお、本資料中に年次計画欄等にアンダーラインのある箇所がございますけれども、表記の変更を含め、計画の変更等をしているものがございますので、お含みおきください。

それでは、2ページをごらんください。

「コミュニティバス運行事業の見直し」でございます。

平成28年度は、東大淀・日赤ルートにおいて運行区間を明和町まで延長し、住民福祉の向上を図りました。運行ルートやダイヤ等改正については、おこなっている状況ではございますが、地域の人口構成等の社会状況を勘案しながら引き続き取り組んでまいります。

11ページをごらんください。

「利便性の高い上下水道料金システム等の導入」でございます。

平成28年度は、年次計画のとおり、下水道事業受益者負担金システムを平成29年3月に本稼動を開始しました。これによりまして、上下水道料金システム及び下水道事業受益者負担金システムともに本稼動し、この取り組み項目は平成28年度をもって完了となります。

取り組み終了後の総括につきましては、システム本稼動後、資料作成時において業務効率の向上が図れております。また、上下水道料金システムについては、料金改定や消費税の改定時にカスタマイズを行わずに職員にてシステム変更を行える仕様となっていることでコストの削減が図れるというふうにしております。

16ページをごらんください。

「土地改良施設維持管理適正化事業のアウトソーシング」でございます。

平成28年度は、年次計画のとおり、範囲を拡大し、全ての実施施設の設計業務をアウトソーシングしたところでございます。

取り組み終了後の総括に記載しておりますが、平成27年度以降、設計業務のアウトソーシングを実施し、平成28年度には外注、施工管理のアウトソーシングも検討いたしました。検討の結果、事務手続が困難と判断し、対象業務の拡大はできなかったものの、全体を通じて最も業務負担が大きい設計業務のアウトソーシングを行えたことによりまして、業務の軽減が図れた。こういうところから、この取り組み項目は平成28年度をもって完了とさせていただきます。

26ページをごらんください。

「道路等占用料のコンビニ収納システムの導入」でございます。

平成28年度は、年次計画のとおり、コンビニエンスストア及び郵便局での収納を開始しておりまして、平成28年度をもって完了となります。

取り組み終了後の総括については、平成28年度道路等占用料に関しまして、占用料の収納が必要な物件全体のうち、約2割がコンビニエンスストアでの収納でございまして、個人の占用者に対してはシステム導入により、利便性、サービスの向上が図れた。このようにしております。

以上が行財政改革指針取組項目の平成28年度実施結果でございます。

この取り組み結果につきましては、5月15日に開催されました行政改革推進委員会のほうにも報告をさせていただきました。取り組み効果や進捗のおくれに対する理由などの御

質問のほか、「現行の取り組みは4年目を迎えるが、強い姿勢で進めてほしい」などの御意見を頂戴しております。

以上でございます。よろしく御協議賜りますよう、お願い申し上げます。

◎上田修一委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎上田修一委員長

では、御発言はないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【プレミアム付き地域商品券発行支援事業について《報告案件》】

◎上田修一委員長

続いて、報告案件に入ります。「プレミアム付き地域商品券発行支援事業について」の報告を願います。

商工労政課長。

●筒井商工労政課長

それでは、「プレミアム付き地域商品券発行支援事業について」御報告を申し上げます。

本件につきましては、去る3月定例会において予算審議を賜った後、実施主体である伊勢商工会議所との協議・調整を重ねる中で、このほど事業の全体像がほぼまとまりましたので、本日、御報告を申し上げます。

お手元の資料6を御高覧いただきたいと存じます。

まず、この事業の目的につきましては、地元中小企業者等の販売意欲並びに消費者の購買意欲を高め、官民連携により地域経済の活性化を図るため、プレミアム付き地域商品券の発行等を行う伊勢商工会議所に対して補助金を交付しようとするものでございます。補助金の額は5,500万円、これは全て単費でございます。

次に、この事業の概要でございますが、市民の皆様に市内の登録店で使用いただける1万1,500円分の「お伊勢さんプレミアム付き商品券」を1万円で販売することで、消費者の購買意欲を高め、地域における消費拡大に結びつけようとするもので、実施主体につきましては伊勢商工会議所、小俣町商工会が協力者となっております。

販売いたします商品券は、1冊17枚つづりで、大型店、中小規模店の区別なく使っていただける1,000円の共通券が6枚、大型店では使えない500円の中小規模店専用券が11枚となっております。お一人当たりの購入上限は2万円、すなわち2冊までといたします。

商品券の販売につきましては、期限を設けての往復はがきによる予約申し込み制といたします。

申し込みの期限は、7月14日金曜日といたします。

販売期間は8月1日火曜日から8月31日木曜日まで、販売場所につきましては伊勢商工

会議所、小俣町商工会のほか市内金融機関といたしますが、それぞれ営業時間内に限らせていただきます。

続いて、購入いただいた商品券を利用いただける期間につきましては、8月1日火曜日から12月31日日曜日まででございます。

商品券を御利用いただける店舗につきましては、市内で小売業、飲食業、サービス業等を営んでおられる事業者で、商品券利用可能店舗として登録された店舗といたします。

次に、事業規模といたしまして、商品券の発行額は3億4,500万円、発行冊数は3万冊でございます。

最後に、今後の予定でございます。ここまでの説明と重複するものもございますけれども、現在、商品券を利用いただける店舗を募集中でございます。そして、6月20日火曜日ごろから7月14日金曜日まで往復はがきによる予約申し込みを受け付け、抽せんにより予約いただけた方には8月1日火曜日から8月31日木曜日まで引きかえ販売いたします。購入いただいた商品券は、12月31日限りで御利用いただけなくなりますので、御利用忘れないよう御注意いただきたいと思います。

なお、本件につきましては、市民の皆様への周知を図るべく、本日の御報告と同内容の記事を「広報いせ」7月1日号に掲載いたしますほか、市のホームページ及び伊勢商工会議所ホームページへも掲載することといたしております。

報告は以上でございます。よろしくお含みおきくださいますようお願い申し上げます。

◎上田修一委員長

本件につきましては報告案件であります。特に発言がありましたらお願いいたします。宿委員。

○宿 典泰委員

プレミアム商品券のことで今御説明がありました。私も、この商品券の発行については、どういう立場でどのような考え方でというのはちょっと別の話やと思うんですけども、特に目的に書かれておる中小企業等の販売意欲ですよね。購買のほうは、この商品券は1万円のもので1万1,500円ということですから、多分市民の方は購入をしたいというのは、これは理解はできます。ただ、販売意欲という点で、このプレミアム付き商品券がきっかけとなって、その商品がよく売れて中小企業の方の商店に目を向けられるような状況になったかというようなことが、非常にこれから問われる話やと思うんです。

例えば、プレミアム商品というのを各店舗で出して、それが非常に売れ行きがよかったので、今まで低迷しておった販売がそれをきっかけにV字回復をするぐらいの話があるのかとか、そういうことがあれば、ちょっとこの際にお聞かせをください。

◎上田修一委員長

商工労政課長。

●筒井商工労政課長

今、宿委員に言っていただきましたけれども、私どももこの事業を機に売り上げが伸びてということも必要かと考えておりますけれども、ただ、その年だけで終わってしまうのではなくて、例えば新たな顧客を獲得することによって、その後も続けてそのお客様がそのお店に来ていただけるような状況になるように個々のお店や商店街等でそういった取り組み、努力をなさっていただきたいと考えております。

前回、ダブルチャンスキャンペーンというのをやったんでございますけれども、それと同じような取り組みを今回も、これは商工会議所と商店街連合会との連携によってなされると聞いておりますし、あと商工会議所のほうでも個店、お店に対しましていろいろ、例えばお伊勢さんポイントですか、あれを使ったような取り組みもなされるような誘導もなされておると聞いておりますので、そういったことにも期待したいと考えております。

以上でございます。

◎上田修一委員長
宿委員。

○宿 典泰委員

これはもう私らと商工労政課と議論しておる話ではないんですけれども、実際には、これ5,500万円の市単を使ってやるということですから、市民の方に、効果として2億も3億も、できたら10倍ぐらいの効果がありましたということが報告できれば、「ああ、それはよかったんじゃないですか」ということになろうと思うし、中小企業の販売店が、これを機に違う形でいろんなものを、先ほど申し上げたようなプレミアム商品みたいなことがあって、それがすごく売れ筋になったということになれば、きっかけとしてはすごくいいんですけれども、なかなか今までも地域振興券を初め、そういったことが余り聞こえてこないで、そのあたりのことは、やはり予算を出す以上は地域の販売店との協議をもう少し違う形で進めていただければなと思います。

これはもう私の希望なので、そのような形がいいのではないかなと思います。ありがとうございました。

◎上田修一委員長
よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

◎上田修一委員長
他に御発言はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎上田修一委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

以上で本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして産業建設委員協議会を閉会いたしたいと思っております。御苦労さんでした。

閉会 午後 0 時 05 分